

別記様式

## 議 事 録

会議の名称	第4回防犯カメラ設置運用検討委員会
開催日時	平成30年3月16日（金）13時30分から15時00分まで
開催場所	第1委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	委員：井上委員、横井委員、塩井委員、高倉委員、浅田委員、三浦委員 オブザーバー：江南警察署 岩田氏 岩倉幹部交番 濱田氏 事務局：山田総務部長、隅田危機管理課長、水野統括主査、飯田主事 商工農業振興と社会基盤の整備プロジェクト委員：岸主事
会議の議題	(1) 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例について (2) 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則について (3) 安全安心カメラの設置箇所について (4) 協議・意見交換
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（                                    ）
会議に提出された資料の名称	【資料1】岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例 【資料2】岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則 【資料3】安全安心カメラの設置箇所について 【資料4】岩倉市安全安心カメラ設置指針（案）
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	議事録作成者 飯田

### 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 あいさつ

井上委員長あいさつ

山田総務部長あいさつ

2 協議・報告事項

（1）岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例について

事務局：12月議会において、個人情報への配慮や、設置予定箇所、データの提供についての質問があったが、最終的には可決され、前回委員会時より大幅な変更はなく制定された。

（質疑・意見等なし）

(2) 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則について

事務局： 前回委員会時の中でもご意見をいただきながら作成した案が基となっている。条例で定めた設置運用基準の項目、公共の場所の定義、安全安心カメラの管理責任者や画像データの保存期間などを定めている。

(オブザーバーに意見を求める。)

岩田氏： 公布の日から施行となっているが、もう施行されているのか。

事務局： 12月議会で議決され公布の手続きを経て既に施行している。

委員： 既にある規則は廃止しないのか。

事務局： 廃止規則をもって廃止することとした。既に設置している自転車駐車場等のカメラについては、条例上安全安心カメラという取り扱いになるまでは、経過措置として今までの規則によって管理している。

(3) 安全安心カメラの設置箇所について

事務局： お手元に学区ごとの地図にまとめたものを配付させていただいた。黒い太線は通学路を、カメラの矢印は撮影方向を表している。3月14日時点で60台設置されている。最終的に通電して稼動するのは3月末を予定している。

委員： 先日、設置予定候補箇所が回覧板で回ってきたが、設置後の箇所はどのように周知していくのか。

事務局： 広報いわくら4月号に設置した旨の記事を掲載し、HPに本日の資料のような地図を掲載する予定でいる。

委員長： 看板等は全てのカメラの電柱等に設置するのか。

事務局： 条例上、看板等で表示しなければならないとなっているので、設置することになる。

事務局： 来年度以降の設置計画については、平成30年度に30台、31年度に10台、32年度に10台となっている。30年度の30台については、市内各駅、自転車駐車場、今年度要望いただいたが漏れてしまった通学路等を予定している。

市が来年度以降設置していく安全安心カメラの設置指針(案)を作成したので、この案についての皆さんのご意見をいただきたい。

委員： この指針というのは、どのレベルのものなのか。

事務局： 条例や規則とは少し性質が異なり、市がこれからどのように設置していくかの方針として公表する予定である。必ずしも作成しなければならないものではないが、今後の設置計画を明文化するという意味でも是非ご議論いただきたい。

委員： 補助を受けて区で設置する安全安心カメラも指針の対象となるのか。

事務局： 市で設置する安全安心カメラのみを対象としている。

委員： 通学路だけでなく、通勤路としても利用している方が多い道路も指針に入れたい。

事務局： おっしゃるような人通りが多い道路は優先順位の高い箇所になると考えている。予め設置数を決めておく訳ではなく、居住状況や周辺環境等の変化により必要箇所や必要設置数もその都度変わってくると思う。今後3年間で50台の設置予定があるが、毎年こういった議論の場を設けることは難しくなってくるので、こうした一定の条件を

備えた方針を設置指針として定めることによって、具体的な設置箇所については警察等に相談しながら効果的に設置していきたいと考えている。

委員長： 条例は、犯罪の防止に配慮したつくりになっているが、この指針も一義的に犯罪の防止に配慮していることがわかりやすく表現されていると思う。

委員： カメラを設置することにより、犯罪発生率が下がる一方で上がる地域も出てきてしまうのではないか。市内の地域別犯罪発生状況は把握していく必要があると思う。

事務局： 岩倉市全体としては、ある程度市内を網羅できていると思うので、市外への犯罪のシフトという部分では議論はあるが、岩倉市内での犯罪発生の抑制にはなるのではと考えている。

委員： 設置箇所について市民に公表しているということは、当然犯罪企図者も確認できるはずである。

事務局： それは、事務局においても懸念している。HPに公表する地図は設置箇所をもう少し大きい範囲で示したものにし、実際の設置箇所は現場に行かないと分からないようにする予定である。

また、周囲の市町との境となる幹線道路に例えば「安全安心カメラ設置強化地区」といったような看板等を設置し、市外にもアピールしていくことも有効ではないかと研究している。

委員： 来年度以降の設置計画で平成31年度と32年度にそれぞれ10台ずつというのは少ない気がするが。

事務局： 平成31年度以降の台数に関しては、今後も継続して設置していくという意思表示的な意味もあるので、必要台数が増えれば当然設置台数も増えていく可能性はある。

(オブザーバーに意見を求める。)

岩田氏： 侵入盗に関しては、江南警察署管内において多発していたが、今年に入ってから減少してきている。とりわけ岩倉市においては3月からの発生件数は0となっている。

市民の防犯意識の向上や、こういったカメラの設置が大きな抑止効果を発揮していると感じている。近隣市町を見ているとこれだけ防犯カメラが設置されている自治体はない。防犯カメラに対する補助金についても岩倉市だけで実施されている。今後も継続してカメラを設置していくという報告を聞いて非常に防犯意識の高い自治体だなという印象を持った。

委員： 警察では、どの地域でどの犯行が多いというような統計はあるのか。

岩田氏： 詳しい発生地域に関しては個人情報保護の観点から出せないが、大まかな地域で地図にまとめた資料はHPにも公表している。

委員長： 改めて、設置指針(案)について、なにか意見等はないか。

(設置指針(案)に関しては、質疑・意見等なし)

#### (4) 協議・意見交換

委員： 前回の検討委員会でも聞いたが、カメラの保守点検は行うのか。

事務局： 年に2回の保守点検を委託する予定でいる。

委員： カメラの設置によって子どもたちの安全安心が大いに図られると期待している。今のところ保護者等から安全安心カメラについての意見は特にはないが、4月以降実際に運用されるようになった際には、学校においてもPRしていきたい。

委員： 区で設置する場合には、補助金等で設置しやすくなっていると思うが、ランニングコストに関しては相変わらず負担になると思う。しばらくは、市で設置したカメラの様子を見たい。

事務局： 地図を見ていただいても分かるように区によっても設置数にばらつきがある。それぞれの区の特性を考慮しながら区の要望をいただいて、この指針に基づいて市でも検討していきたいと考えている。

委員： 子どもたちは通学路だけでなく市内のいろんな公共施設や道路を利用している。もっと積極的に設置して、岩倉市がさらに安全安心なまちになることを期待している。

事務局： 平成31年度以降の設置台数に関しては、10台ずつという数にこだわらず、警察からいただいた意見や区の要望を元に考えていきたい。

### 3 その他

事務局： 本日をもって、委員会の開催は最後となる。ご協力ありがとうございました。